

有害鳥獣の被害から甲佐町を守るために



■有害鳥獣による農作物への被害額は全国で171億円

近年、全国各地において、イノシシ、シカ、サル、カラスなど有害鳥獣による農作物への被害が深刻化しています。本町でも例外ではなく、農家の皆さんにとって大きな問題となっています。また将来において、人家に危険が及ぶことも懸念されています。

農林水産省の調査によると、国内の有害鳥獣による平成28年度の農作物被害額は171億円にのぼります。また、県内における被害額は約5億円で、鳥獣別に見ると、イノシシによる被害が55割を占め、次いでシカが21割となっています。

被害額は膨大なものではありませんが、過去5年間の推移では、地域ぐるみで取り組み、効果的な侵入防止柵の設置などを実施した地域などにおける対策の効果が出現していることから、被害の低減が図られるなど、全体的な被害は減少傾向にあります。

■有害鳥獣駆除隊による駆除を実施しています

町では、さまざまな有害鳥獣駆除の施策に取り組んでいます。その1つとして町有害鳥獣駆除隊を編成して、イノシシなどの駆除を実施しています。同隊はイノシシやカラスを駆除する猟銃班と今年度新たに編成されたわな班で構成され、法律で捕獲が禁止されている野生鳥獣が農作物などに被害を与える場合などに、法律に基づき町の許可を受けて駆除などを行っていきます。現在の隊員数は23人で、平成29年度はイノシシの成獣65頭の駆除などで活動しました。

わなや銃による野生鳥獣の捕獲には、狩猟免許を取得し、狩猟者登録をしなければなりません。また、狩猟期間以外の期間に捕獲する場合は、同隊に加入し、従事者証の交付を受ける必要があります。無許可のわなの設置は法律違反となり、1年以下の懲役または100万以下の罰金に処されます。また、小鳥の捕獲も禁止されています。

■農作物の被害額（平成28年度）

項目	県の被害額	全国の被害額
全体	4億9,955万円	171億6,300万円
イノシシ	2億7,241万円	50億7,200万円
シカ	1億649万円	56億3,400万円
カラス	6,747万円	16億1,800万円
サル	1,675万円	10億3,100万円
ヒヨドリ	1,093万円	4億5,100万円

野生鳥獣の被害防止対策に取り組む



甲佐町有害鳥獣駆除隊
佐藤 敏樹 隊長

甲佐町有害鳥獣駆除隊は、町内一円の定期的な見回りと、通報による野生鳥獣の駆除などを実施し、被害防止対策に従事しています。山や動物の生態を知り尽くしたプロが、隊員や周囲の皆さんの安全確保と、法令遵守を第一に取り組んでいます。

本町でも杉やヒノキ、栗やタケノコ、野菜などの被害が多く、以前と比べると人家周辺の被害が目立つようになってきました。しかし、隊員の高齢化が進み、後継者も少ない現状です。

まずは自主防衛による対策が必要です。鳥獣の被害に遭ったり目撃したりしたら、町農政課に通報してください。

有害鳥獣駆除隊の活動に、ご理解とご協力をお願いします。

有害鳥獣対策における町の支援など

項目	支援内容
電気柵などの設置に対する補助	イノシシなどから田畑を守るために、電気柵などを、3戸以上の農家が共同で設置を行う場合に、国庫補助金を活用した補助を行っています。
追い払い用の花火配布	野生鳥獣を追い払うためのロケット花火を希望者に配布しています。
有害捕獲補助金	有資格者による駆除活動により、捕獲した有害鳥獣に対する補助を行っています。

有害捕獲補助金および駆除実績件数内訳

項目	補助額	駆除数 (平成28年度)	駆除数 (平成29年度)
イノシシ成獣	10,000円/頭	35頭	65頭
イノシシ幼獣	4,000円/頭	10頭	6頭
シカ	10,000円/頭	5頭	8頭
カラス	500円/羽	3羽	4羽
サル	30,000円/頭	2頭	2頭

■町では有害鳥獣対策の支援を行っています

町では、有害鳥獣対策の支援な

ます。

どを行っています。イノシシなどから田畑を守るために、3戸以上の農家が共同で電気柵などの設置を行う場合に、国庫補助金を活用した補助や、野生

鳥獣を追い払うためのロケット花火の希望者への配布、また有資格者による駆除活動により、捕獲した有害鳥獣に対する補助を行っています。詳しくは町農政課にお問い合わせください。

■狩猟免許を取得しませんか

農作物の被害を防止するには、個人での被害防除には限界があり、地域での話し合いや電気柵の設置など、地域ぐるみで取り組んでいくことが重要です。町有害鳥獣駆除隊も高齢化し、隊員も減少しています。

県では、新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣駆除に従事する人を増やすため、免許取得に一部助成金などの支援を行っています。

町の豊かな自然と安全な暮らしを守るためにも、狩猟免許を取得しませんか。

■平成30年度狩猟免許試験について

野生鳥獣の捕獲には、鳥獣保護管理法に基づく狩猟免許の取得が必要となります。

免許を取得するためには講習会を受けて試験に合格しなければなりません。

今年度の狩猟免許試験は右記の日程のとおり開催されます。

なお、免許取得には一部助成金もあります。詳しくはお問い合わせください。

●講習会

実施日 7月10日(火)

場 所 宇城市中央公民館
手数料 10,000円

●試験

実施日 7月21日(土)
場 所 宇城総合庁舎大会議室
手数料 5,200円

※上記以外の日程で別の会場でも開催

●お問い合わせ先

県上益城振興局林務課
☎096-282-0142

▼お問い合わせ先

町農政課

☎096・234・1176

(内線154)